　　　　　　　　　　　　　　　　公募型見積合わせの執行について

【城東区役所　　市民協働課（市民活動支援）】

令和7年10月８日（水)

大阪市城東区長　吉村　悟

次のとおり公募型見積合わせを執行する。

|  |  |
| --- | --- |
| １　見積合わせに付する事項 | |
| （１）案件番号 | 市活　０７１０５０４ |
| （２）案件名称 | 令和７年度「城東区ミニ・マラソン大会」「城東区小学校駅伝大会」開催にかかるコース警備業務委託 |
| （３）実施日 | 【令和８年２月１日(日)】 |
| （４）配置時間 | 午前9時から午後1時まで |
| （５）配置場所・配置人員 | 別添仕様書のとおり |
| ２　日程 | |
| （１）見積書提出期限 | 【令和7年10月29日(水)】　【午後５時】 |
| （２）参加資格審査資料等提出期間 | 今回、参加資格審査資料の提出はありません。 |
| （３）仕様書に関する質問期間及び質問方法（同等品申請を含む） | 令和7年10月８日(水)～令和7年10月17日(金) 午後５時までに記載のメールアドレスに送信すること。  tq0002@city.osaka.lg.jp |
| （４）質問に対する回答 | 質問の回答は、令和７年10月22日(水)に城東区役所ホームページ上の「入札契約情報」に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。 |
| （５）質問回答掲載場所 | [**https://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000660791.html**](https://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000660791.html) |
| （６）契約相手方通知日 | 原則として、２（１）の見積書提出期間の締切日（くじ等の場合は、当区の定めた日時による）の翌開庁日とし、５ 事業担当から電話にて通知する。 |
| （７）【FAXによる見積書提出の場合】  契約相手方の見積書持参・郵送期限 | ２（６）の契約相手方通知日の翌々開庁日午後５時30分まで必着 |
| ３　参加資格 | |
| （１）令和７・８・９年度大阪市入札参加有資格者名簿に【01:建物等各種施設管理17:警備03その他警備】で登録していること。  （２）見積書提出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。  （３）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。  （４）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。 | |
| ４　見積書提出方法等 | |
| （１）提出書類 | 事業請負見積書 |
| （２）提出書類の交付場所 | 事業請負見積書については、ホームページにて配布 |
| （３）提出方法 | 見積条項に従い作成した、見積書を持参又は郵送若しくはFAXにて提出すること。  ２（１）の提出期間内に必着。FAXの場合は送信後に着信を電話にて、５　事業担当に確認すること。  ※　併せて見積書の内訳を提出すること。（様式・提出方法は問わない。） |
| （４）提出場所 | ５　事業担当に同じ |
| ５　事業担当 | |
| 城東区役所【市民協働課（市民活動支援）】 | 大阪市城東区中央３－５－４５　【（担当：横谷・森・青野）】  電話　【06－6930－9093】FAX　050-3535-8685 |
| ６　契約条項を示す場所 | |
| 城東区役所総務課 | 大阪市城東区中央３－５－４５　城東区役所３階  電話　06-6930-9625 |
| ７　その他事項 | |
| 1. 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。 2. 大阪市契約規則第37条第１項又は第３号に該当するときは、契約保証金を免除する。 3. 見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。 4. 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 5. 決定後、契約締結までに、決定者は大阪市暴力団排除条例（平成23年3月17日制定）第8条第2項の規定に基づく、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。（<https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000012675.html>） 6. 決定後、契約締結までに警備業法第19条に規定する書面を提出すること。 7. 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。 | |